

改正 平成15年10月31日 平成22年3月16日  
平成27年11月6日 2019年2月19日

(目的)

第1条 この規程は、慶應義塾（以下「義塾」という。）の教育研究の質保証および教育研究水準の向上を図り、かつ教育研究機関としての社会的使命を達成するために、教育研究活動およびその基礎となる諸条件の点検・評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 点検・評価の対象は、義塾の教育・研究・医療・管理運営等に係るすべてとする。

(点検・評価委員会)

第3条 ① 第1条の目的を達成するため、義塾に慶應義塾点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）を置く。

② 点検・評価委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 1 点検・評価の基本方針および実施項目の策定に関する事項
- 2 点検・評価（外部評価を含む。）の実施に関する事項
- 3 点検・評価に関する報告書の作成
- 4 評価結果に基づく改善状況の検証
- 5 点検・評価結果の公表に関する事項
- 6 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める認証評価（以下「認証評価」という。）に関する事項
- 7 点検・評価および質保証の推進のために必要なその他の事項

(組織)

第4条 ① 点検・評価委員会は、次の者で構成する。

- 1 常任理事 若干名
- 2 各学部長
- 3 各研究科委員長
- 4 大学附属研究所（室）、大学図書館および大学附属施設の長 若干名
- 5 学生総合センター長
- 6 一貫教育校の長 若干名
- 7 大学病院長
- 8 塾監局長
- 9 大学病院事務局長
- 10 総務部長
- 11 学生部事務長
- 12 塾長室長
- 13 業務監査室長
- 14 その他塾長が必要と認めた者 若干名

② 前項第4号、第6号および第14号による委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 ① 点検・評価委員会に委員長を置く。委員長は委員の中から塾長が指名する。

② 委員長は、点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 ① 点検・評価委員会に副委員長を1名置くことができる。

② 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

- ③ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が委員長職務を遂行できないときは、その職務を代行する。  
(議事)
- 第7条 ① 点検・評価委員会は、委員または委員を代理する者の3分の2以上の出席をもって成立する。
- ② 議決を必要とする場合は、出席者の過半数をもって議決するものとする。  
(実施)
- 第8条 点検・評価は、原則として毎年度実施するものとする。  
(改善への対応)
- 第9条 ① 点検・評価委員会は、塾長に対して、点検・評価の結果を報告する。
- ② 塾長は、点検・評価委員会からの報告に基づき、改善が必要な事項について当該機関の長にその改善の実施を求め、実現を図らなければならない。  
(専門委員会)
- 第10条 ① 点検・評価委員会に、第3条に掲げる事項に関し、専門的作業を行うため、点検・評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置くものとする。なお、専門委員会は必要に応じて複数置くことができる。
- ② 専門委員会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- ③ 専門委員会委員長は、点検・評価委員会委員の中から委員長の推薦に基づき、塾長が委嘱する。  
(外部評価委員会)
- 第11条 ① 点検・評価委員会に、外部評価委員会を置くものとする。
- ② 外部評価委員会は、点検・評価委員会が委嘱する学外の有識者若干名をもって構成する。
- ③ 点検・評価委員会は、認証評価の受審にあたり、点検・評価の結果を付して外部評価委員会に外部評価を付託する。
- ④ 前項の定めにかかわらず、点検・評価委員会は、必要に応じて点検・評価の結果について外部評価委員会に外部評価を付託することができる。  
(事務組織)
- 第12条 点検・評価の事務は、慶應義塾塾監局において行う。組織の詳細については別に定める。  
(その他)
- 第13条 この規程に定めるもののほか、点検・評価に関し必要な事項ある場合、点検・評価委員会が定めるものとする。  
(規程の改廃)
- 第14条 この規程の改廃は、点検・評価委員会の議を経て塾長が行う。
- 附 則  
この規程は、平成15年5月6日から施行し、平成15年5月1日から適用する。
- 附 則(平成15年10月31日)  
この規程は、平成15年10月31日から施行する。ただし、平成15年10月1日から適用する。
- 附 則(平成22年3月16日)  
この規程は、平成21年4月1日から適用する。
- 附 則(平成27年11月6日)  
この規程は、平成27年11月6日から施行する。
- 附 則(2019年2月19日)  
この規程は、2019年4月1日から施行する。